

耳納風土記

まぐさば 浮羽郡の秣場騒動②

●問合せ 生涯学習課文化財保護係 ☎ 75-3343

前回の耳納風土記では慶応3年(1867)に村役人層と小農民の間で起こった「浮羽郡の第一次秣場騒動」について、当時の社会状態を交えながらご紹介しました。今回の耳納風土記では第一次秣場騒動のちょうど一年後、慶応4年4月に起こった第二次秣場騒動とその後についてご紹介します。

慶応4年4月28日、西溝尻村の卯平と他の農民が妹川村の日向山、注連竹に入り込んで秣を刈っているところを妹川村藤波の恵八が目撃しました。多数の農民が警告をしましたが彼らは知らぬ顔で秣を刈っていたため業を煮やした恵八たちはさらに多数の農民を集め、彼らの帰りを待ち伏せ乱闘を演じた末に秣を取り押さえました。第二次秣場騒動の開幕です。

このことを聞いて怒った椿子・浮羽・大石・山春などの農民千人余は翌朝椿子村の菰の上に集合し、妹川村に押しかけました。小坂より一ノ瀬峠を越え三瀬・掛橋・持木浦等各地の材木、竹などを合わせて3万8392本を刈り荒らして夕暮れに大生寺越えで引き上げていきました。

第一次秣場騒動の際に山中の秣刈りを禁止としたことを始めに、要所要所に山番を配置し里辺の者の山中通行を禁止すること等の処置を藩が執っていました。そのことは里辺の農民にとって最も大きな痛手であったために小事件が頻発していました。当時作成された「和解書」や「秣場仕分け帳」は単に表面的な和解を意味するだけ

のものであり、山、里農民の間にはもやもやした空気が続いていたのです。

この第二次秣場騒動中の役人たちについてこのような記録が残っています。「この騒動の最中に、藩の役人と大庄屋、長百姓などが現場に合せていたが、彼らは里辺の者によつて山が伐り荒らされているのこれを制止することも無く、それどころか口惜しさのあまりに飛び掛かっていこうとする山辺の者たちをかえってしかりつけるという有様だったので、里辺の者は一日中思う存分暴れまわることができた」と。目の前で暴れまわっている農民に対して藩の役人が何らの制止もできなかったということは、多数の農民に恐れをなしたことや藩の威力がすでに衰えていたことに加え、久留米藩が多年にわたって植林政策を強行したことによる里辺の農民に対する引け目のような意識が働いていたのではないかと考えられています。

第一次秣場騒動についてはルーズな藩の処置により検挙者は1人も出していませんでしたが、第二次秣場騒動では相当厳しい詮議にかけられ、翌年に罪科処分が行われました。東溝尻・西溝尻・西大石・朝田・溝口・原口・原などの各村農民64人、庄屋4人と吉井町の大庄屋2人の合計70人が譴責に処せられ、西溝尻村の卯平、同村の芳右衛門と東溝尻村の什右衛門の3人は首謀者とみられて郡追放に処せられました。

このような処分が行われた為、2年にわたる秣場騒動は一応落ち着いたが問題

はそれだけでは済みませんでした。明治以降においても様々な紛議が起こり事実上の解決は明治末期になったと言われていますが、それはまた別のお話です。

秣は燃料不足に悩む里辺の農民にとって絶対必要なものでした。しかし、山辺では耕作地が不足し新たに土地を手に入れることも困難だったので、可耕地であれば猫の額ほど狭い土地でも開墾する必要がありました。耕作できない所には秣場を狭めてでも植林をしていく、そうしなければ山辺の農民は生活ができませんでした。このような山と里の宿命的な対立は私たちが住むうきは以外でも全国的にあったようです。現在では化学肥料の発明によって大地の恩恵を最大限に活かした農作物が各所で栽培されています。このように恵まれた時代だからこそ、先人たちの苦労、努力によって技術が進歩してきたことに感謝しながら生活できたらと思います。



自村へ引き返す際に通ったとされる大生寺大雄宝殿は市指定重要文化財